

## 東浦町介護施設等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 東浦町介護施設等整備事業費補助金(以下「補助金」という。)は、介護施設等の整備及び開設準備に対し、事業の実施に要する経費の一部を予算の範囲内において交付することとし、その交付に関しては東浦町補助金等交付規則(昭和52年東浦町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 知多北部広域連合保険事業計画又は東浦町高齢者福祉計画に定める介護施設等の設備計画に基づき、知多北部広域連合及び町が選定した施設を運営する法人(次号において「施設運営法人」という。)
- (2) 施設運営法人に有償で貸し付けることを目的に愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱(以下「県要綱」という。)第3条(1)に定める施設(生活支援ハウスを除く。)を整備する土地所有者
- (3) 次項各号に規定する事業のいずれかを行う法人のうち町長が認めるもの

2 この補助金は、次の各号に係る経費を交付の対象とする。

- (1) 県要綱第3条(1)に規定する地域密着型サービス等整備等助成事業の対象となるもの(生活支援ハウスの整備に係る事業の対象となるものを除く。)
- (2) 県要綱第3条(2)に規定する介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の対象となるもの
- (3) 県要綱第3条(3)に規定する定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象となるもの
- (4) 県要綱第3条(4)に規定する既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の対象となるもの
- (5) 県要綱第3条(6)に規定する介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業
- (6) 県要綱第3条(7)に規定する介護職員の宿舎施設整備事業の対象となるもの  
(補助対象外経費)

第3条 前条の規定にかかわらず、県要綱第5条に規定する事業に係る経費については、補助の対象としないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、県要綱第6条の規定により算定した額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金等交付申請書(規則第1号様式)に県要綱様式第1に添えるべき書類を添えて、町長に提出するものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定には、県要綱第8条（3）エに掲げる条件を付すものとする。  
（補助金の交付）

第7条 補助金は、補助事業の完了後交付する。  
（変更交付申請手続）

第8条 この補助金の交付決定後の事情変更により申請内容を変更して追加変更交付申請等を行う場合には、補助事業変更承認申請書（規則第3号様式）に県要綱様式第1に添えるべき書類を添えて、別に指示する期日までに行うものとする。この場合において、当初申請又は変更交付申請時と変更がない関係書類については、提出を省略することができる。  
（実績報告）

第9条 この補助金の事業実績報告は、補助金等実績報告書（規則第5号様式）に県要綱様式第4に添えるべき書類を添えて、町長に提出するものとする。  
（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。  
附 則  
（施行期日）

1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

（東浦町介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金交付要綱及び東浦町介護職員処遇改善等臨時特例基金事業費（施設開設準備経費助成特別対策事業等）補助金交付要綱の廃止）

2 東浦町介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金交付要綱及び東浦町介護職員処遇改善等臨時特例基金事業費（施設開設準備経費助成特別対策事業等）補助金交付要綱は廃止する。

附 則  
1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の東浦町介護施設等整備事業費補助金交付要綱第2条第2項第5号の規定は、令和2年3月10日から適用する。

附 則  
1 この要綱は、令和2年11月19日から施行する。  
2 この要綱による改正後の東浦町介護施設等整備事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和2年4月1日（新要綱第2条第2項第6号の規定については令和2年4月30日）以後に着手した新要綱第2条第2項に掲げる事業について適用する。

附 則  
この要綱は、令和4年3月18日から施行する。